

平成 17 年 5 月 25 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(東京証券取引所第一部: 8628)
問合せ先: 取締役社長室長 雨宮 正人
TEL: 03 (5216) 0818

電子公告制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 25 日開催の取締役会において、電子公告制度を導入するために定款を変更することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 26 日開催予定の当社第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の理由

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、公告の方法として従来の官報又は時事に関する日刊新聞紙に電子公告が加えられたのに伴い、公告の周知性の確保及びコストの削減を目的として電子公告を採用するにあたり、所要の変更を行うものであります。なお、事故その他不測の事態に備え、予備的公告方法を同時に定めております。

2. 定款変更案の内容

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	(公告の方法) 第 4 条 当会社の公告は、 <u>電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>

3. 公告掲載場所

インターネット上における当社の WEB サイトとし、当該 WEB サイトのアドレスを次のとおりとします。

<http://www.matsui.co.jp/>

以上